

第1回霧島市総合計画審議会資料

平成29年1月17日

霧島市 企画部 企画政策課

本日の説明内容

- 1 霧島市総合計画審議会の概要
- 2 第一次霧島市総合計画の概要
- 3 第二次霧島市総合計画の策定に係る基本的な考え方
- 4 霧島市の現状について 別冊

1 設置根拠

霧島市総合計画審議会条例に基づく審議会

2 目的(条例第1条関係)

審議会は、市長の諮問に応じ本市総合計画に必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申することを目的とします。

3 今回の審議会の役割

平成30年4月からの「第二次霧島市総合計画」の内容等について調査審議し、その結果を市長へ答申していただきます。

4 組織(条例第2条関係)

審議会は、「教育委員会の代表」、「農業委員会の代表」、「公共的団体等の代表」、「学識経験者」、「その他市長が必要と認める者」の15人で組織されます。

5 任期(条例3条関係)

諮問に対する審議及び答申が終了するまでの間となります。
(平成29年1月17日～平成30年3月を予定)

6 会長及び副会長(条例第4条関係)

会長1人及び副会長1人を委員の互選により選出します。

会長は、会務を総理し会議の議長となります。なお、会長が欠けたときは副会長が職務を代理します。

7 会議(条例第5条)

審議会は会長が招集し、会議の議長となります。

また、委員の半数以上(8人以上)の出席が会議の成立要件となります。

8 審議会の開催回数

本日の会議を含めて6回程度を予定しています。(原則として平日の昼間に開催)

なお、可能な限り、事務局において日程調整を行います。

9 会議及び会議録の公開

「霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会議は原則公開とし、要点記録により作成した会議録を市ホームページにおいて公開します。(発言者名は非公開)

10 報酬及び旅費の支給

会議に出席した場合、報酬及び旅費を口座振込により支給します。

○霧島市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画について、市長の諮問に応じ、審議するため、霧島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が任命する。

- (1) 教育委員会の代表
- (2) 農業委員会の代表
- (3) 公共的団体等の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の2未満であってはならない。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長が共に事故があるとき又は共に欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会議開催の場所及び日時は会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月11日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

本日の説明内容

- 1 霧島市総合計画審議会の概要
- 2 第一次霧島市総合計画の概要
- 3 第二次霧島市総合計画の策定に係る基本的な考え方
- 4 霧島市の現状について 別冊

第一次霧島市総合計画の概要①

総合計画とは、将来、霧島市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのようなことを実行していくのかを、総合的・体系的にまとめたものです。

都市計画、環境、観光、教育、福祉などの全ての施策の基本となるもので、いわば霧島市の「まちづくりを進めていくための羅針盤」といえます。

霧島市は、平成20年3月に、「基本構想(10年間)」、「前期基本計画(5年間)」で構成する「第一次霧島市総合計画」を策定しました。

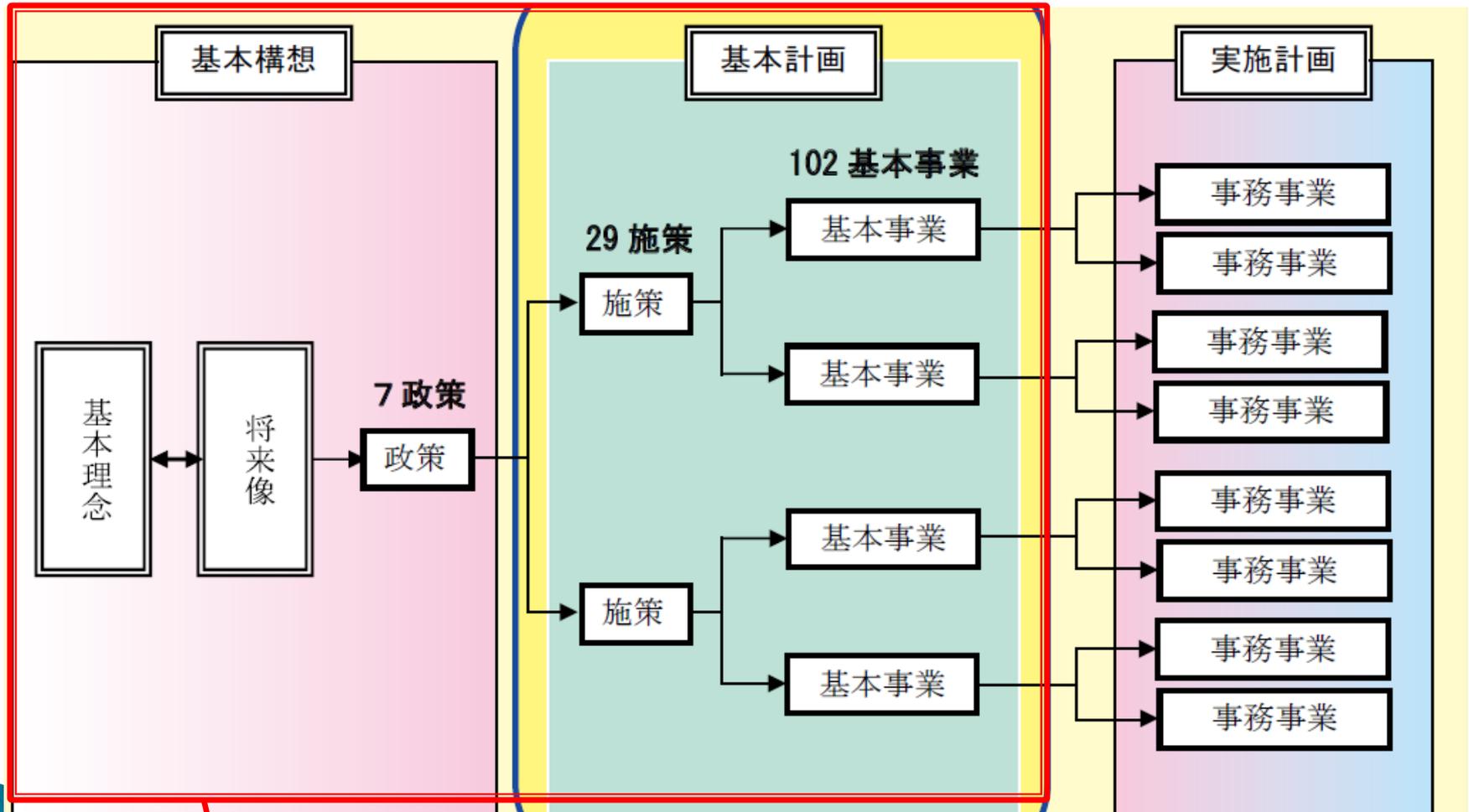
5年後の平成25年3月に、前述の「前期基本計画(5年間)のみを見直した、「第一次霧島市総合計画(後期基本計画)」を策定しています。

基本構想の計画期間は平成20年4月からの10年間、後期基本計画の計画期間は平成25年4月からの5年間であることから、いずれも平成30年3月末を以って、計画期間が終了することになります。

第一次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するが、実施計画は、基本構想・基本計画策定後に別冊にて策定しているため、本スライドにおいては記述していない。



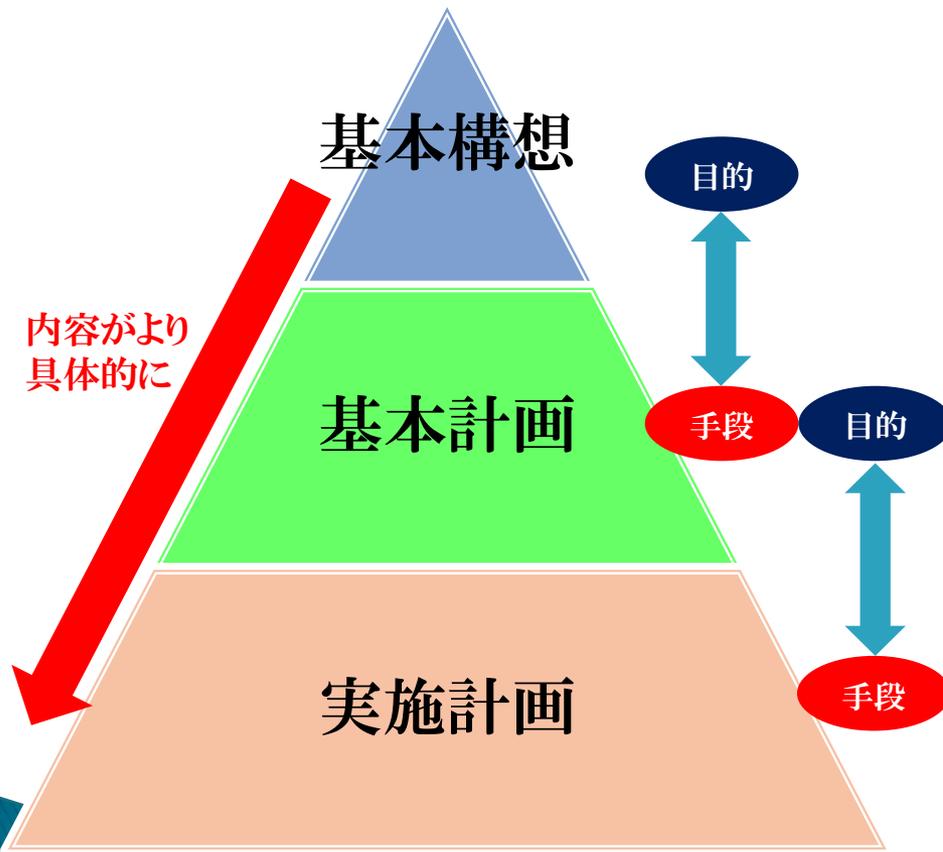
計画全体の構成



「第一次霧島市総合計画」策定時においては、審議会においてこの部分(基本構想・基本計画)を審議・答申いただきました。

計画全体の構成

基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成しています。



10年後にどのようなまちになるのが望ましいか、そのために、どのような考え方でまちづくりを進めていくのかなど、「まちづくりの基本理念」と「市の将来像」、これを実現するための「基本方針(7政策)」等を示すもの。

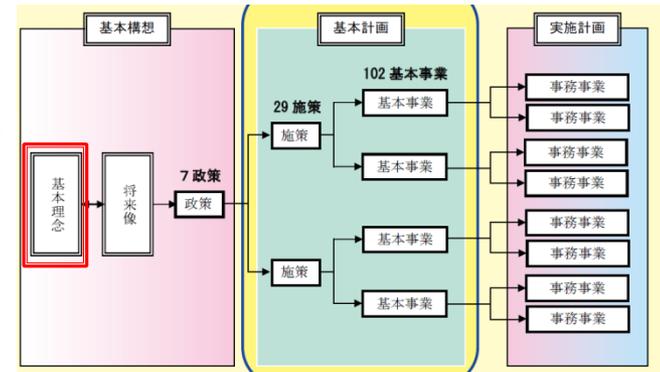
基本構想を実現していくには、どのような課題があり、それをどのように解決していくのかなど、基本方針(7政策)を達成するための施策の体系(29施策)を示すもの。

基本計画に定めた29施策の解決策として、実際にどのような事業(事務事業)を行っていくのかを示すもの。

例) ●●道路整備事業、観光客誘致事業、子ども医療費助成事業

基本構想の構成

基本構想は、主に、**基本理念**、将来像及び7つの政策で構成しています。



○基本理念

「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」

この基本理念は、鹿児島空港を拠点として世界を視野にいれたまちづくりを進めるとともに、人と自然・歴史・文化などさまざまなふれあいのある調和のとれた田園文化都市に、製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置し、「住む・働く・学ぶ」などの環境が整った多機能都市を形成することにより、快適で愛着の持てる安心・安全なまちの実現を目指して決定しました。

基本構想の構成

基本構想は、主に、基本理念、**将来像**及び7つの政策で構成しています。

○将来像

「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」

●人と自然が輝く都市

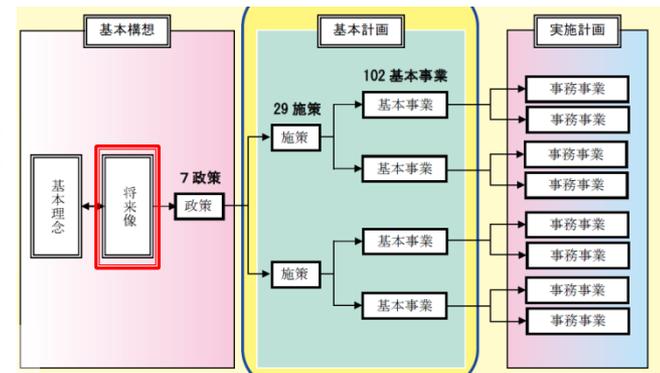
市民と豊かな自然が輝きながら共生し、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくりを進めます。

●人が拓く都市

市民一人ひとり、市民団体相互が信頼関係を築き、それぞれの立場で行政との協働を進めることにより、市民が主役となった自立性の高いまちづくりを進めます。

●多機能都市

南九州の交流拠点としての交通体系、豊かな自然・歴史・文化、さらに製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置することにより、「住む・働く・学ぶ」といった多種多様な機能が調和した快適で安心・安全な県央地域中核都市づくりを進めます。



基本構想の構成

基本構想は、主に、基本理念、将来像及び7つの政策で構成しています。

〇7つの政策

1. 快適で魅力あるまちづくり

本市は、南九州の交通の要衝であり、恵まれた自然が存在するとともに、多種多様な産業が営まれている地域です。この地域性を活かし、ゆとりのある快適な生活を送ることができるように、生活基盤の充実及び地域情報化の推進を図ります。また、市民や観光客などの移動を簡便にするとともに、地域住民の交流を促すために、交通体系の充実を図ります。さらに、誰もが安心して安全な生活が送れるように、防災対策や交通安全・防犯活動の推進などを図り、快適で魅力あるまちづくりに取り組みます。



3. 活力ある産業のまちづくり

本市は、先端技術産業を中心とする製造業、茶や畜産物などに代表される農林水産業、旅館・ホテルなどの観光業、多種多様な商店による商業などが営まれています。今後、地方の自立がさらに求められることから、地域経済を支えるこれらの産業の成長が重要になります。このため、製造業における企業誘致、農業、観光業における人材育成、商業における買い物しやすい環境づくりなどを推進し、活力ある産業のまちづくりに取り組みます。



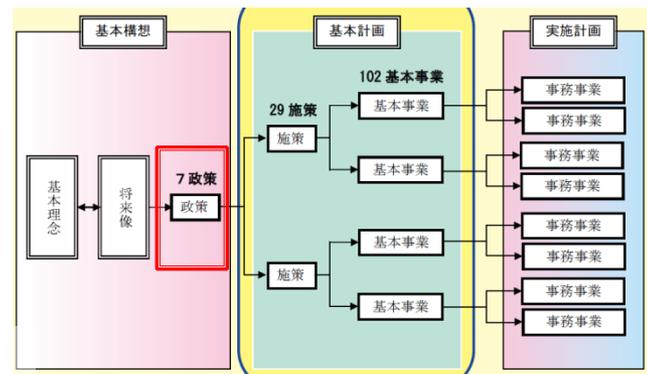
2. 自然にやさしいまちづくり

本市は、我が国で最初に国立公園に指定された霧島屋久国立公園を有し、風光明媚な自然に恵まれており、その自然を背景として、風土に根ざした生活が培われています。この貴重な自然といつまでも共生できるよう、自然環境を保全するとともに、リサイクルなどを推進し、循環型社会の形成を図ります。さらに、地域美化活動の推進などを通じて身近な生活環境の向上を図り、自然にやさしいまちづくりに取り組みます。



4. 育み磨きあうまちづくり

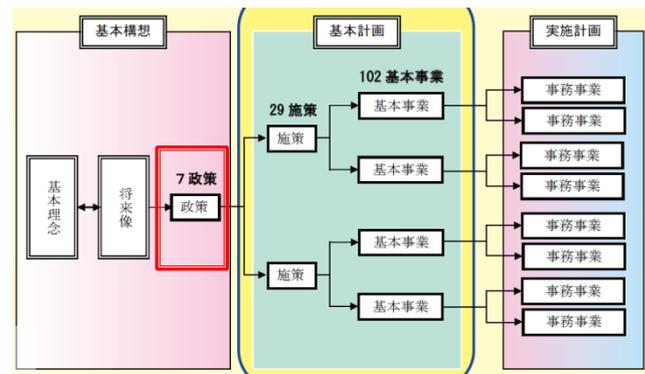
本市は、多くの歴史的文化遺産と伝統に支えられた特色ある文化を有しています。これらの伝統文化の保存・継承に努めるとともに、地域性を活かした新しい文化を創造することにより、市民ばかりでなく訪れる人にとっても魅力あふれるまちを目指します。また、地域に根ざした特色ある学校づくりなどにより学校教育を充実させるとともに、すべての世代が参加できる学習機会の拡大を図ります。併せてスポーツ、芸術文化の振興や青少年の健全育成を推進し、育み磨きあうまちづくりに取り組みます。



基本構想の構成

基本構想は、主に、基本理念、将来像及び7つの政策で構成しています。

○7つの政策



5. たすけあい支えあうまちづくり

本市は、高齢者の増加とも相まって、年々医療費は増大し続けており、保険制度の運営が厳しい状況にあります。

また、地区によって介護保険サービス提供事業者の数や種類が異なるなどの現状が見られます。

このため、市民が安心していきいきと暮らせるように、地域福祉及び地域医療の充実を図ります。また、心身ともに健康な生活が送れるように、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を促進するとともに、食育の推進などを通じて市民の健康づくりを推進します。

さらに、「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい。」と思ってもらえるよう、子育て環境の整備・充実を図ります。これらの取り組みを市民・行政・地域が一体となって推進することで医療、福祉、健康、子育てへの不安のない、たすけあい支えあうまちづくりに取り組みます。



6. 共生・協働のまちづくり

本市は、[※]市民参加によるまちづくりを進めていますが、その内容が、市民に十分浸透しているとは言えません。

今後、市民が主役のまちづくりを実現するためには、市民の主体的な活動を促進し、市民参画社会の形成を図る必要があります。このため、市民と行政との協働による「市民参加によるまちづくり」をさらに推進します。

また、地域のリーダーの育成を図り、旧市町の枠を越えた市内の地域間の交流や、姉妹都市をはじめとする国内外の都市との交流に関する情報を積極的に発信するなどして、地域間・都市間交流を推進します。

さらに、市民が人権問題を正しく理解し、お互いの人権を尊重することができるように、人権問題の積極的な啓発及び広報活動を通して、市民の意識の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、共生・協働のまちづくりに取り組みます。



基本構想の構成

基本構想は、主に、基本理念、将来像及び7つの政策で構成しています。

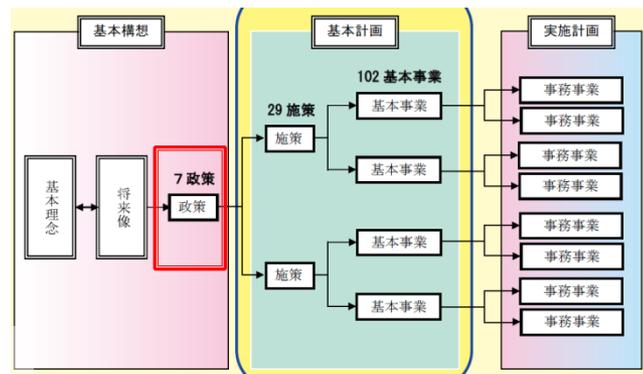
○7つの政策

7. 新たな行政経営によるまちづくり

本市は、厳しい財政状況を健全化するとともに、効果的で効率的な行政経営を行うために、平成18年度に『行政改革大綱』及び『経営健全化計画』を策定するなど、新たな取り組みを進めてきました。

今後はさらに、市民に開かれた行政の推進や質の高い行政サービスの提供を積極的に行い、健全で自立した財政運営を推進します。また、市民に信頼される行政経営を推進するために、総合計画の進行管理と予算編成、行政評価が連動した新しい行政経営システムを構築し、成果を重視した効果的・効率的な事業の推進を図ります。

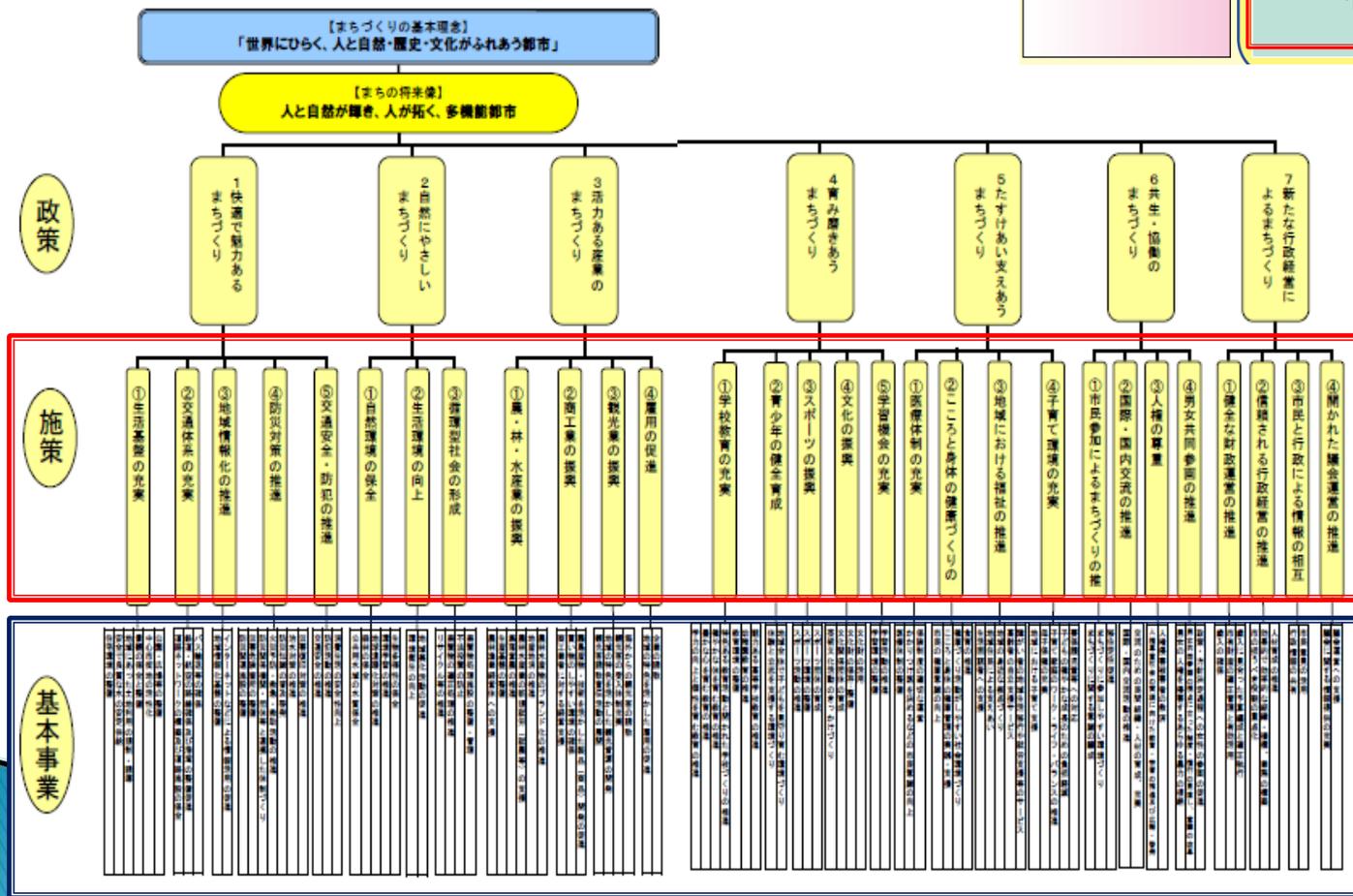
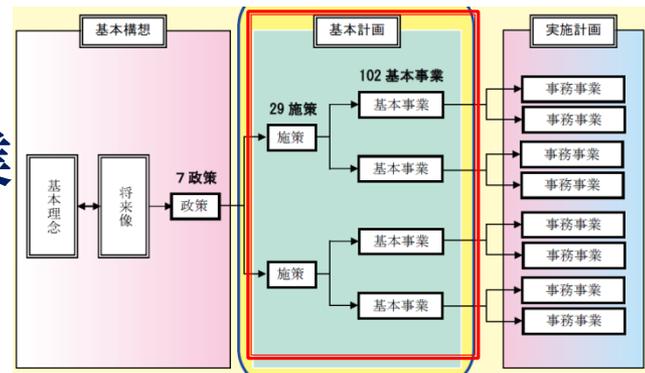
さらに、議会においても、ケーブルテレビによる議会中継や定期的な議会だよりの発行など、積極的な情報提供を図り、新たな行政経営によるまちづくりに取り組みます。



第一次霧島市総合計画の概要⑨

基本計画の構成

基本計画は、**29の施策**及び**102の基本事業**で構成しています。

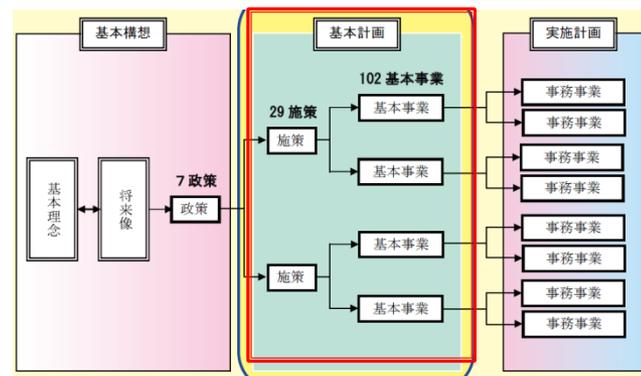


29の施策

102の基本事業

基本計画の内容

基本計画には、**施策の目的**、**現状と課題**、**方針**、**目標値**及び**基本事業**が記載されています。



1-1 生活基盤の充実

1. 施策の目的

対象	意図
市域、市民	住みやすいまちになる

2. 現状と課題

【現状】

- 市営住宅については、老朽化が進み、これに伴う修繕費が増加しています。
耐震対策については、特に民間木造住宅において、早急な対応が求められています。
- アスベスト含有建材を使用している建築物が、本格的な解体期を迎えるに当たり、ピーク時の解体棟数が、現在の約2倍となる見通しであることから、この建材の飛散等による健康被害が懸念されます。
- 都市計画区域内においては、**狭あい道路**®が未だ多数存在しています。
- 水道事業については、需給バランスが確保され、水量が安定しており、水質も清浄です。
- 土地利用について「秩序ある開発が行われている」と思う市民の割合は、**市民意識調査**®（平成23年度）によると平成18年度の調査より14.7ポイント増加し39.7%となっており、これは、開発行為に対する指導及び調整を行うことで、無秩序な開発が防止されていることが要因の一つと考えられます。また、歴史・自然景観の保全についての市民満足度は、以前より更に高くなり、自然と調和した緑地空間を保全する意識が醸成されています。
- 中心市街地では、商店数が減少する傾向にあり、空き店舗も散見されることから、商店街は活性化していないと思われます。

○都市公園については、市域全体において一定数の整備が図られ、「身近な**地域**®で公園や広場が整備されている」と思う市民の割合は、市民意識調査（平成23年度）では、平成18年度の調査より15.3ポイント増加し63.5%になっています。一方で、新たな公園整備や拡充を望む地域もあり、整備状況に地域差が見られます。

【課題】

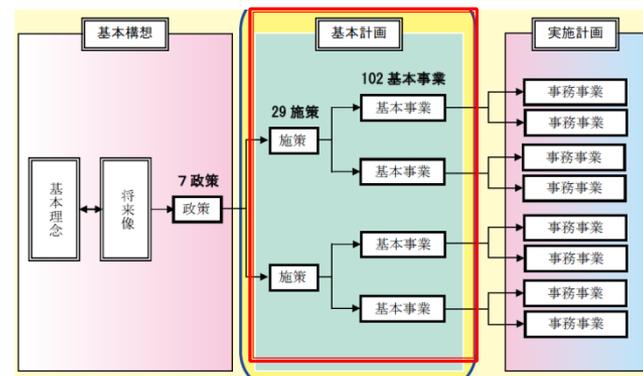
- 市営住宅の老朽化に伴い、より一層長寿命化対策に取り組むとともに、民間の木造住宅の耐震化及びアスベスト対策を推進することで、良好な住環境の整備を図る必要があります。
- 狭あい道路の改善を図り、良好な**市街地**®環境の確保に資する必要があります。
- 水道施設は、老朽化による機能低下が懸念されていることから、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を構築する必要があります。
- 土地利用については、適正な用途地域指定を行うことにより、引き続き秩序ある市街地整備の促進を図る必要があります。また、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図る必要があります。
- 中心市街地を活性化させていくため、各地域の持つ特性を十分に考慮し、商店街・事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要があります。
- 公園緑地の整備については、「緑の基本計画」に基づき、拡充を図る必要があります。

3. 方針

- 生活基盤をより一層充実させるため、各地域の特性を活かした土地利用による住宅供給や景観整備を行い、美しい街並みを形成するとともに、良質な水の安定供給に努めます。また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を進めるため、国・県と連携を図り、市民、事業所、行政が相互に連携して計画を進めます。

基本計画の内容

基本計画には、施策の目的、現状と課題、方針、**目標値**及び**基本事業**が記載されています。



4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	%	71.2	71.2

【設定理由】

○「ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると71.2%と高い水準となっていますが、「無秩序な開発が進んでいると感じる」市民の割合や、「中心市街地が活性化していないと感じる」市民の割合が増加し、成果指標の低下が懸念されることから、地域の特性に応じた生活基盤の整備を図ることにより、現状維持に努めます。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
生活基盤の充実	(1) 住宅環境の整備
	(2) 安全で良質な水の安定供給
	(3) 地域にあった土地利用の規制・誘導
	(4) 景観の保全と整備
	(5) 中心市街地の活性化
	(6) 公園・広場等の整備

6. 基本事業の内容

(1) 住宅環境の整備

○「霧島市公営住宅等長寿命化計画[※]」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅助成制度を推進します。また、良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業などを引き続き推進します。

- (2) 安全で良質な水の安定供給**
- 上水道・簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、計画的な施設の整備を行います。
- (3) 地域にあった土地利用の規制・誘導**
- 「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行います。
- (4) 景観の保全と整備**
- 「霧島市景観条例」や「霧島市景観計画[※]」に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていきます。
- (5) 中心市街地の活性化**
- 買い物客の回遊性向上のため、中心市街地整備を行うほか、街なか居住を促進するための取組や少子高齢化に対応した関連施策と連携したまちづくりを進めます。
- (6) 公園・広場等の整備**
- 「霧島市緑の基本計画」に基づき、公園・広場等の適正な整備を進めます。

施策の評価

● 進行管理に当たっては「行政評価システム」を活用し、単に、事業の進捗率や整備率などの事業の活動量をあらわす項目だけではなく、事業の対象(人やモノ)が“**どういう状態になるのが望ましいのか**”という視点を取り入れ、**事業の効果について評価を実施。**

● 毎年度、「施策マネジメントシートの作成」や「施策別分科会の開催」を通じて評価を実施し、**その結果を次年度以降の事業に反映させるとともに、市ホームページで公表することにより、市民の立場に立った行政運営の実現と透明性の確保に努めている。**



施策別分科会

施策マネジメントシート

平成 28 年度 施策マネジメントシート1 (平成27年度目標達成度評価)

政策体系	政策No. 1	政策名	快適で魅力あるまちづくり	施策主管課	建設政策課
実施年度	1	施策名	生活基盤の充実	重点施策	○
実施関係課名	企画政策課、林務水産課、商工振興課、建設施設管理課、土木課、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課、水道部管理課、水道部水道課			施策主管課長名	〇

1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針

生活基盤をより充実させるため、各地域の特性を活かした土地利用による住宅供給や景観整備を行い、美しい街並みを形成するとともに、良質な水の安定供給に努める。また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を進めるため、国・県と連携を図り、市民、事業者、行政が相互に連携して計画を進める。

2 施策の目的と成果指標

① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか) 市域、市民

② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)

A 市域面積	単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			現況面積	603.68	603.68	603.68	603.68	603.68
B 人口	人	現況人口	129,098	128,362	128,861	129,360	129,679	130,000
			実績値	127,475	127,283	126,773	126,962	

③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか) 住みやすいまちになる
※「住みやすい」とは、安全安心で快適である。(例)美しい街並み、お洒落い水道。

④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)

A 住みやすいまちであると感じている市民の割合	単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			成り行き値	52.0	70.0	70.0	70.0	70.0
目標値	%	結果	58.0	71.2	71.2	71.2	71.2	71.2
			実績値	72.2	66.6	67.8	67.1	
			12.4%	9.4%	3.9%	9.4%		

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- 市営住宅の老朽化に伴い、より一層長寿命化対策に取り組むとともに、民間の木造住宅の耐震化及びアスペスト対策を推進することで、良好な住環境の整備を図る必要がある。
- 道路の改善を図り、良好な市街地環境の確保に資する必要がある。
- 水道施設は、老朽化による機能低下が懸念されていることから、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を構築する必要がある。
- 土地利用については、適正な用途地域指定を行うことにより、引き続き秩序ある市街地整備の促進を図る必要がある。また、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図る必要がある。
- 中心市街地を活性化していくため、各地域の持つ特性を十分に考慮し、商店街・事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要がある。
- 公園緑地の整備については、「緑の基本計画」に基づき、拡充を図る必要がある。

4 施策の特性・状況変化、住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割	イ) 市民(住民、事業者、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の耐震化やアスペスト対策等を推進し、安心・安全なまちづくりに取り組む。 ■ 安全な水の安定供給に努める。 ■ 地域にあった土地利用計画により、適正な開発や規制を行い、住みやすいまちづくりを推進する。 ■ 景観法に基づき景観行政団体として、本市の特性を活かした良好な景観の保全や新たな景観形成に向けた取り組みを推進し、より一層魅力的で活力あふれる霧島市ならではのまちづくりを目指す。 ■ 中心市街地活性化のための施策や周辺整備に取り組む。 ■ 水道施設は、整備目標を定め、住民の要望に合った計画に取り組み、また、既存公園施設等の安全確保と機能保全に取り組む。 ■ 地域と一体となって、パブリックのまちづくりに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活に必要なライフライン(水道、電気、ガス、通信など)を提供する事業者は、安全快適で安定したサービスの提供に努める。 ■ 建物の耐震化、アスペスト対策に努める。 ■ 土地利用計画や関連法規(建築基準法等)を遵守し、住みやすい生活基盤づくりに取り組む。 ■ 景観の保全及び形成について市民・事業者・行政で協働して推進し、中心市街地活性化を図るため、商店街等は魅力あるまちづくりに取り組む。 ■ 美しい街並み景観を構築するため、地域が一体となって取り組む。(地域地元の交遊及び保地地取等への積極的な取り組みを促す) ■ 市営住宅の耐震化やアスペスト対策を推進するため、広域活動のほか、継続的に助成を行う。 ■ 大規模建築物に対する耐震改修工、改修工事への助成を継続的に進め、事業者による耐震改修工事の早期実施を促す。 ■ 良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業を引き続き推進する。 ■ 土地利用については、適正な用途地域指定を行うことにより、引き続き秩序ある市街地整備の促進を図っていく。また、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図っていく。 ■ 安全でおいしい水の安定供給を図る。 ■ 賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を図るため、市民、事業者、行政が相互に連携してまちづくりを進める。 ■ 霧島市緑の基本計画に基づき、公園・広場等の適正な整備を進め、また、既存公園施設等の安全確保と機能保全に努める。

6 平成28年度の施策の取組方針 (昨年マネジメントシートより)

- 霧島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するため、市営住宅の改善を進める。また、良質で住みやすい住環境を確保するため、建替事業等も進めている。
- 耐震化やアスペスト対策を促進するため、広域活動のほか、継続的に助成を行う。
- 大規模建築物に対する耐震改修工、改修工事への助成を継続的に進め、事業者による耐震改修工事の早期実施を促す。
- 良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業を引き続き推進する。
- 土地利用については、適正な用途地域指定を行うことにより、引き続き秩序ある市街地整備の促進を図っていく。また、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図っていく。
- 安全でおいしい水の安定供給を図る。
- 賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を図るため、市民、事業者、行政が相互に連携してまちづくりを進める。
- 霧島市緑の基本計画に基づき、公園・広場等の適正な整備を進め、また、既存公園施設等の安全確保と機能保全に努める。

7 平成28年度に向けた施策の展開/方向性

- 平成28年度に見直し「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するため、市営住宅の改善を進める。また、良質で住みやすい住環境を確保するため、建替事業も進めている。
- 耐震化やアスペスト対策を促進するため、広域活動のほか、継続的に助成を行う。
- 大規模建築物に対する耐震改修工、改修工事への助成を継続的に進め、事業者による耐震改修工事の早期実施を促す。
- 良質な住環境整備のための区画整理事業を推進するため、関係権利者との交渉及び保地地取等への積極的な取り組みを促す。
- 都市計画用途規制に基づき景観施策を実施し、都市の現況把握を実施することによって、都市の課題を検討した上で、引き続き市街地整備の誘導を図り、併せて良好な景観保全を図る。
- 安全でおいしい水の安定供給を図るため、施設の耐震化を進め、また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を図るため、市民、事業者、行政が相互に連携してまちづくりを進める。
- 霧島市緑の基本計画に基づき、公園・広場等の適正な整備を進め、また、既存公園施設等の安全確保と機能保全に努める。

本日の説明内容

- 1 霧島市総合計画審議会の概要
- 2 第一次霧島市総合計画の概要
- 3 第二次霧島市総合計画の策定に係る基本的な考え方
- 4 霧島市の現状について 別冊

第二次霧島市総合計画の策定に係る基本的な考え方① 20

ポイント1

かつて、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」は、議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、平成23年の地方自治法の一部改正により、この**策定義務はなくなり**、総合計画の策定は、**市町村独自の判断**に委ねられることになった。

ポイント2

このことは、法律による義務に応じた計画策定から、市が主体的に創意工夫を凝らして、**地域の実情に即した最適な総合計画の策定及びそのマネジメントを行う**ことが求められている。

ポイント3

第一次霧島市総合計画の策定から**8年以上が経過し**、
☑本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展
☑大規模な地震災害とエネルギー政策などへの不安の高まり
☑経済・社会のグローバル化の進行など
本市を取り巻く**社会経済情勢が大きく変化**する中、**多様化・複雑化する地域課題**に適切に対応するためのまちづくりが求められている。

ポイント4

一方で、市が全ての地域課題及び住民ニーズに対応していくことは困難であり、本市のまちづくりにあたっては、多様な価値観の中で、**全体としてどのような方向を目指していくのか**、**市民や市がともに考え、共有し、行動していくことが重要**。



本市の目指すべき明確な将来像とその実現に資する政策・施策をとりまとめ、新たなまちづくりや市政運営の指針となる「**第二次霧島市総合計画**」を策定する。

計画策定にあたっての基本的な考え方①

(1) 行政経営の基本となる最上位計画

本市の行政運営の指針となるとともに、分野別のまちづくりを進める上での最上位の指針としての役割を果たします。

また、平成27年10月に策定した「霧島市ふるさと創生人口ビジョン」で掲げた将来人口と連動し、「霧島市ふるさと創生総合戦略」を考慮した計画づくりを進めます。

(2) 地域の特性や強みを活かした将来世代に繋がる計画

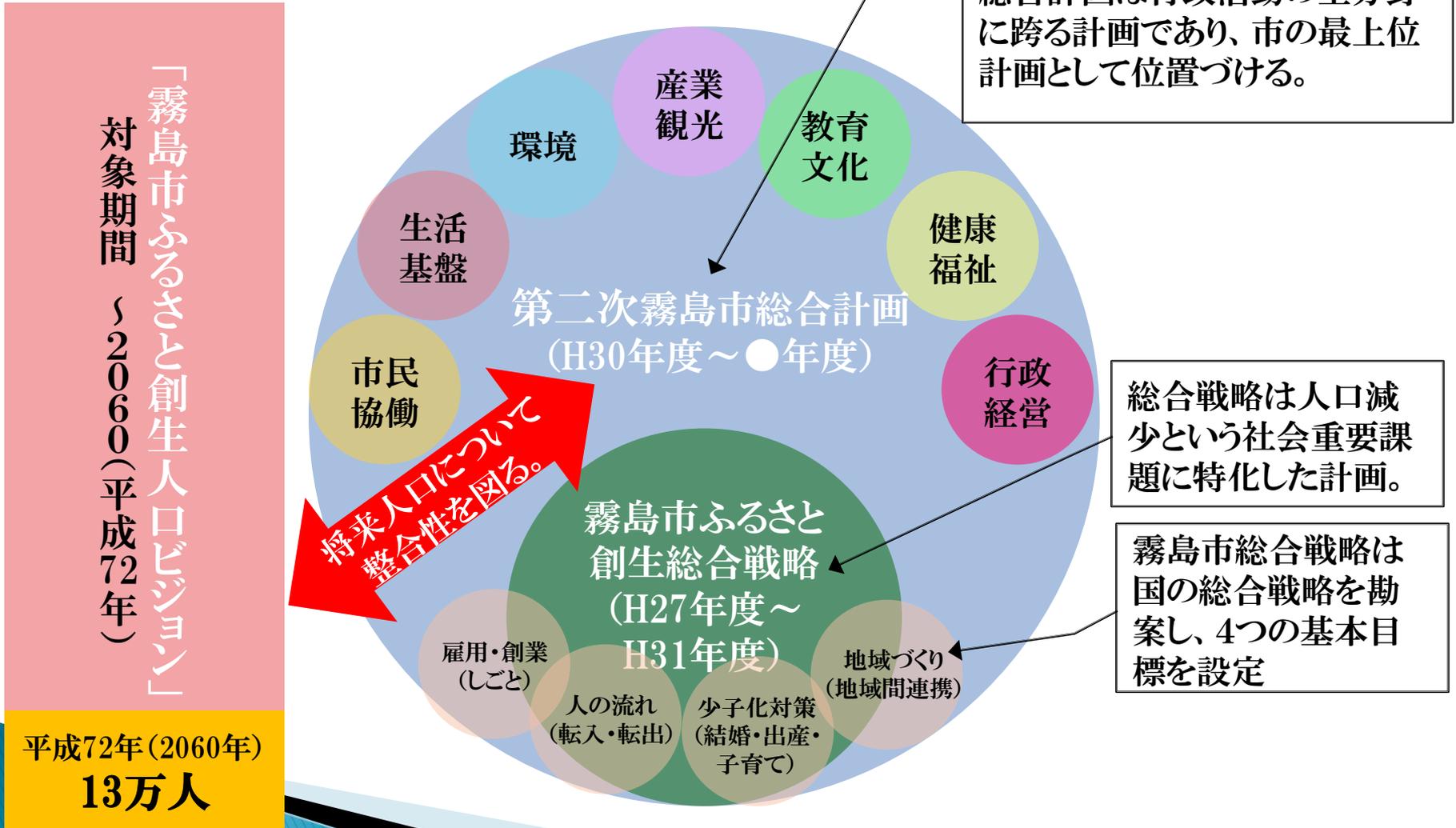
本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展、産業構造の転換といった社会情勢の変化により先行き不透明な時代において、将来に夢や希望を持つことができる計画を目指します。

(3) 市民とともに策定する計画

将来に夢や希望を持てるまちづくりを推進していくためには、幅広い地域・世代の市民や大学・企業、様々な分野の有識者など、多くの知恵を結集し、総合力を発揮していくことが重要です。

そのため、策定の段階から多様な人材との対話、意見交換等を行っていきます。

総合計画と人口ビジョン・総合戦略の関連性



計画策定にあたっての基本的な考え方②

(4) 戦略性の高い行政経営のための計画

場当たりの行政経営ではなく、重点的な施策を選別した戦略的行政経営という視点から、選択と集中によるメリハリのある計画にします。

(5) 活用しやすい計画

目標、目的を明確にし、実現可能なものとする事で実行性を高めます。

また、行政評価など他のシステムとの連動性を確保し、職員が常に計画を意識し活用しやすい計画とします。

(6) 第一次霧島市総合計画の成果と課題を踏まえた計画

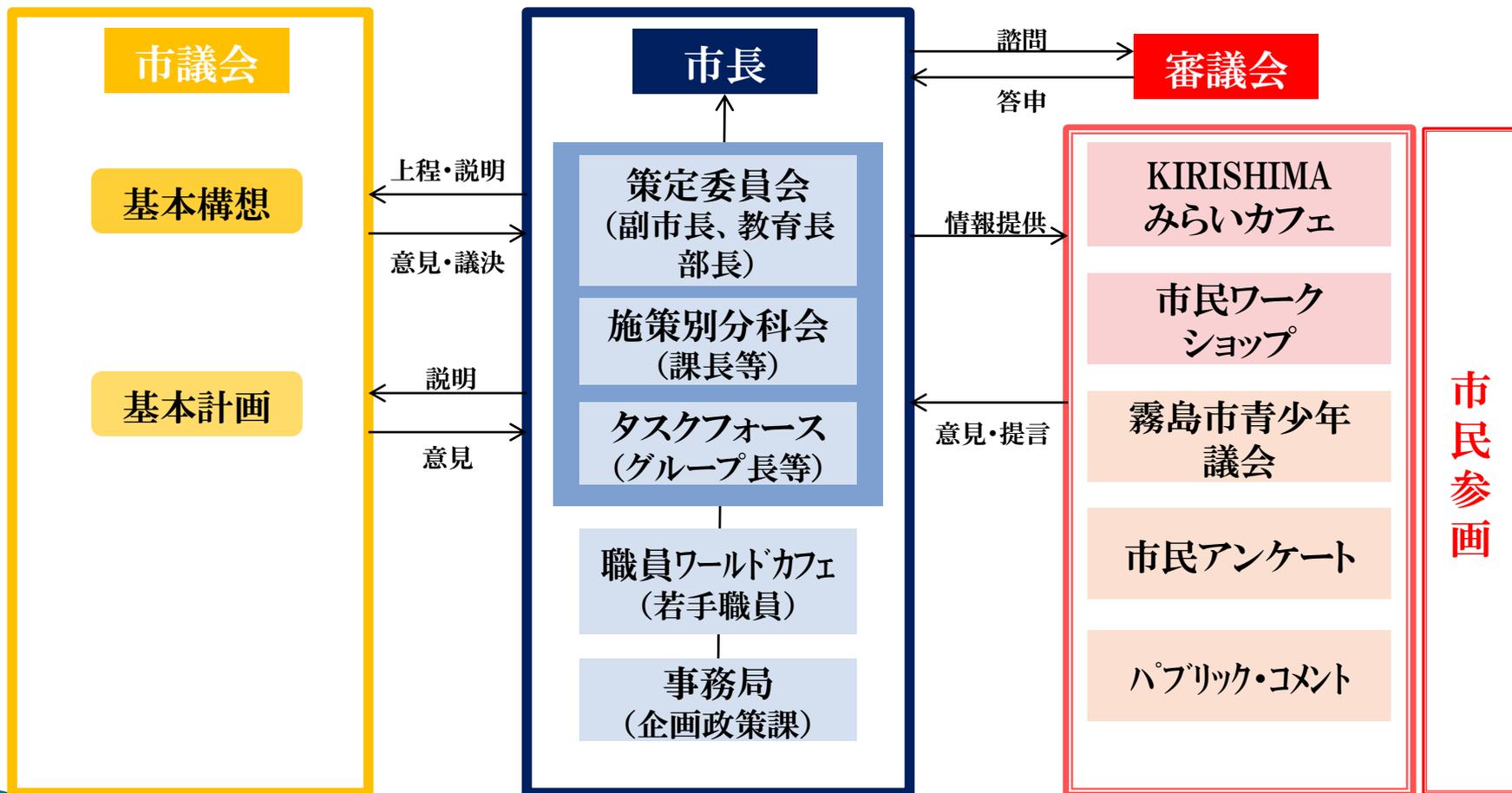
市民意識調査や現総合計画の「施策マネジメントシート」等を踏まえ、これまでの8年間の取組の成果と課題を十分に精査します。

また、厳しい財政状況の中で課題を克服していくためには、PDCAサイクルを確実に実行し、実効性を高めていく必要があります。そこで、これまでの本市の取組を踏まえ、より効果的かつ効率的にPDCAサイクルに取り組みます。

(7) わかりやすい計画

めざす将来像が共有でき、誰にとってもわかりやすく活用できる計画にします。

策定体制



市民参画(KIRISHIMAみらいカフェ)

市民の皆さんが感じる“霧島市の魅力”や“未来のまちづくり”について話し合う、「KIRISHIMAみらいカフェ」をワールドカフェ方式で開催する。

ワールドカフェの進行手順

カフェのようにつくりだす雰囲気

- 創造的なアイデアは、会議室の中でではなく、オープンに会話のできるカフェのような場所でこそ生まれるとされている。
- そこで、カフェでつくりだしているような雰囲気の中(お茶菓子の用意等)、テーマに集中した対話を行う。



テーマの設定例
 ・魅力的な「子育てのまち」は？
 ・住みたいと思えるまちは？

- くつろいだ雰囲気の中で、創造的なアイデアが創出しやすくなる。

付箋による意見の整理

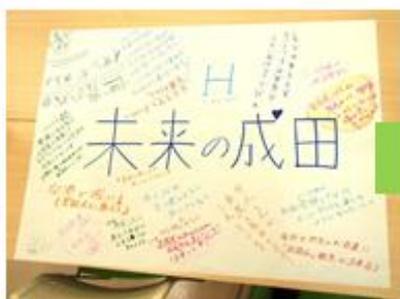
- 参加者が最も重要と考えるアイデアを大きな付箋(ポストイット)に書き出し、模造紙に貼り出す。
- 参加者全員が模造紙の前に集まり、ファシリテーターが手伝いながら、付箋を分類・整理する。



- 全員の意見を整理することで、意見集約に繋げることができる。

思いついたことを自由に記載

- 模造紙を用意し、会話をしながら自由にアイデアを記載する(発表しないうえに綺麗に書く必要なし)。
- ラウンドが移れば、新しくそのテーブルに来た人は、会話し、既に書かれている内容を確認しながら、自分のアイデアを書記していく。



- 他者の意見を理解できると共に、新しい意見を創出しやすくなる。

ラウンドごとにメンバー交換

- 4～5人1グループで決められたテーマについて話し合う。1ラウンド20～25分程度で数ラウンド行う。
- ラウンドごとにホスト役一人を残してそれ以外のメンバーを交換し、新たなテーマについて話し合う。



- 参加者全員で話し合っているような効果が生まれる。

市民参画(霧島市青少年議会)

次代を担う青少年が霧島市の暮らしや未来について語り合うことで、「ふるさと愛」を深めるとともに、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い「政治(議会制民主主義や政策形成)」や「選挙」への理解を高めることを目的とした「霧島市青少年議会」を平成28年11月3日に開催。



平成28年度霧島市青少年議会

平成28年11月3日

市民参画(霧島市青少年議会)

	在籍校	提言のテーマ
1	国分中	観光都市霧島市の魅力や知名度を向上させる取組
2	国分中	霧島市の伝統芸能を次代へ引き継ぐために必要な取組
3	木原中	みんなのできる霧島市の美化活動
4	福山中	人の命を守る歩道の整備について
5	溝辺中	安心して子育てができるための取組
6	溝辺中	青少年がまちづくりに参加するための取組
7	横川中	高齢者が住み慣れた地域で暮らすための取組
8	横川中	将来の夢や希望に向けて頑張る青少年に対する取組
9	霧島中	健康に対する意識を高く持ってもらうための取組
10	霧島中	バイオマス発電について
11	日当山中	観光都市霧島市の魅力や知名度を向上させる取組
12	日当山中	自然災害による被害を軽減させる取組

	在籍校	提言のテーマ
13	国分中央高	魅力ある霧島市立国分中央高等学校を推進する取組
14	国分中央高	霧島市の食材や特産品の魅力を全国に伝える取組
15	霧島高	みんなのできる霧島市の美化活動
16	霧島高	地域公共交通の利便性の向上について
17	隼人工業高	青少年が地元を向けるための職場体験や企業説明会の開催
18	隼人工業高	(観光)Wi-fi環境の整備
19	鹿児島高専	魅力ある公園整備
20	鹿児島高専	みんなのできる霧島市の美化活動
21	第一医療リハ	高齢者が住み慣れた地域で暮らすための取組
22	第一医療リハ	安心して子どもを生み、子育てができるための取組(障がい児に対する支援)
23	第一幼短	地域を盛り上げ、地域を育てる取組
24	第一幼短	安心して子どもを生み、子育てができるための取組

策定スケジュール

項目	28年度					29年度												
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	
1. 基礎調査の実施・分析																		
① 社会経済動向のデータ収集・整理及び分析	■																	
② 霧島市の現況調査・整理及び特性の分析	■																	
③ 将来フレームの推計及び分析	■																	
④ 財政分析	■	■																
2. 第一次霧島市総合計画の検証、分析、整理																		
① 各施策の課題等の整理・分析	■	■																
② 市民意識の経年変化の分析	■	■																
3. 基本構想・基本計画の策定																		
① 総合計画の構成案の検討			■															
② 基本構想（素案）の作成			■	■														
③ 基本構想（案）の作成					■													
④ 施策体系の検討				■	■													
⑤ 重点施策設定							■	■										
⑥ 基本計画（案）の作成									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
⑦ 本編及び概要版の原稿の作成																	■	■
4. 市民参画																		
① 市民意識調査の実施及び分析						■	■	■	■									
② 霧島市青少年議会の実施及び分析	■	■								■	■							
③ ワールドカフェの実施及び分析				▲	■													
④ ワークショップの実施及び分析								▲	■									
⑤ パブリック・コメント（基本構想案）								■	■									
⑥ パブリック・コメント（基本計画案）														■	■			
5. 庁内検討組織																		
① 総合計画策定委員会				▲		▲			▲			▲		▲				▲
② 施策別分科会（第一次総合計画評価）									■	■								
③ 職員ワールドカフェの実施及び分析			▲	■														
④ 総合計画策定部会（第二次総合計画策定）									■	■								
6. 霧島市総合計画審議会																		
① 審議会開催				▲		▲			▲			▲		▲				▲
8. 議会対応																		
① 基本構想（案）																		▲
② 基本計画（案）																		▲

第1回
(1/17)
委員委嘱
情報共有

第2回
現状分析
基本構想諮問

第3回
基本構想協議

第4回
基本構想答申
基本計画諮問

第5回
基本計画協議

第6回
基本計画答申